

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012長第32号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年11月26日（土） 15時00分ごろ	
発生場所	長崎県西海市大島北方蟹瀬諸礁の浅瀬 西海市所在の面高白瀬灯台から真方位247° 3,500m付近 （概位 北緯33° 04.8′ 東経129° 35.6′）	
事故等調査の経過	平成24年5月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	船種船名、総トン数 船船番号、船船所有者等 乗組員等に関する情報 死傷者等 損傷	
	モーターボート 若潮丸、3.2トン 292-38159長崎、個人所有 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 なし 舵板が脱落、推進器を損傷	
事故等の経過	本船は、船長1人が乗り組み、友人2人を同乗させ、船首約0.2m、船尾約0.8mの喫水で蟹瀬諸礁付近を約13ノットの対地速力で北東進中、平成23年11月26日15時00分ごろ同礁の浅瀬に乗り揚げた。 船長は、西海市大立島方面から長崎県佐世保市針尾漁港に帰航しており、いつも、蟹瀬諸礁の北方を航行し、GPSプロッターで船位を確認しながら、同プロッターに記憶させていた過去の航跡に沿う針路としていたが、本事故当時、同プロッターで船位を確認しなかった。 本船は、乗揚後、友人の船にえい航されて針尾漁港に帰港した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 低潮時	
その他の事項	船長は、モーターボートの操縦経験が約17年であり、年に8回程度、釣りに出掛けており、本事故発生場所付近を過去に数十回航行していた。 船長及び同乗者は、本事故当時、全員が救命胴衣を着用していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、蟹瀬諸礁付近を北東進中、船長が船位の確認を行わなかったことから、同礁の浅瀬に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、蟹瀬諸礁付近を北東進中、船長が船位の確認を行わなかったため、同礁の浅瀬に向けて航行し、同浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行に慣れた場所であっても、GPSプロッター等で船位の確認を適	

	切に行うこと。
--	---------